

伊達市業務改革支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施概要書

1 業務名称

伊達市業務改革支援業務委託

2 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日まで

3 業務概要

(1) 目的

少子高齢化や人口減少が急速に進行する中、持続可能な市政運営を行うためには、効果的・効率的な行財政運営を行っていく必要があるとともに、安定的な行政サービスの提供や新たな行政課題に対応するため、業務の抜本的な見直しが大きな課題となっている。

本業務は、人的資源が限定される中で、多様化する市民ニーズに的確に応えていくため、市の業務にBPR（Business Process Re-engineering）の手法を導入することで、市が実施する業務について、業務量やプロセス等を可視化し、効果的・効率的な業務の遂行を妨げている問題点・課題を洗い出し、分析調査を専門的な知識を有する民間業者の支援を受けることで、業務における徹底的な無駄の排除、定型化、標準化を行うことで、当該業務の効率化を図るものである。

(2) 業務内容

伊達市業務改革支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 事業に係る予算上限額

9,620,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

- (1) 伊達市建設工事等入札参加資格制限措置要綱に基づく指名停止処分を参加申込書の提出期限から候補者の選定の日まで受けていないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。
- (3) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者に該当しないこと。
- (5) 税の滞納をしていないこと。
- (6) プライバシーマーク又は ISMS を取得していること。
- (7) 過去 5 年以内に国、地方公共団体のいずれかの団体と類似業務の契約実績があること。
- (8) その他法律に違反する等、業務を受託する団体として適性を欠かないこと。

5 参加資格の喪失

参加希望者が受託候補者の特定の日までに、次のいずれかに該当することになった場合は、参加資格を失うものとし、また、すでに提出された提案は無効とする。

- (1) 前項に規定する参加資格の要件を満たすものではなくなった場合
- (2) 不正な利益を図る目的で委員会の委員等と接触した場合
- (3) 提案書に虚偽の記載をしたことが判明した場合

6 実施スケジュール（予定）

- (1) 告知開始日・・・・・・・・・・ 5月21日（水）
- (2) 質問書の提出期限・・・・・・・・ 5月21日（水）～28日（水）
- (3) 質問に対する回答期限・・・・ 5月30日（金）
- (4) 参加申出書等の提出期限・・ 6月6日（金）
- (5) 企画提案書等の提出期限・・ 6月11日（水） 正午まで
- (6) プレゼンテーション・・・・・・ 6月18日（水）
- (7) 受託候補者結果通知・・・・・・ 6月20日（金）
- (8) 以後のスケジュールは、選定事業者との協議により決定する。

※各実施日は、事務の都合により変更される場合あり。

7 説明会

企画提案書の作成等について、説明会は実施しない。

8 質問

質問がある場合は、質問書（様式1）により、「16 事業所管課」へ電子メールにて提出。送信後に電話により受信の確認を行うこと。

- (1) 質問書の提出期限

令和7年5月28日（水）まで

- (2) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、簡易な質問等についてはメールや電話等により個別に回答する。仕様変更になるものは、質問者名をふせて、令和7年5月30日（金）までに、本市の公式ウェブサイト <https://www.city.fukushima-date.lg.jp> で公表する。

9 参加申出書等の提出

本件に参加を希望する者は、参加申出書（様式2）と併せて下記の必要書類を提出すること。なお、期限までに提出がない場合は、本件に参加できないものとする。

参加表明書提出後に提案を辞退する場合は、参加辞退届（様式3）を提出すること。

- (1) 提出書類

- ①参加申出書（様式2）
- ②暴力団排除に係る誓約書（様式3）
- ③税を滞納していないことが証明できる書類
- ④プライバシーマーク又はISMSを取得していることが証明できる書類

- (2) 参加申出書の提出期限

令和7年6月6日（金）

- (3) 提出先

「16 事業所管課」と同じ

- (4) 提出方法

電子メールで提出。送信後に電話により受信の確認を行うこと。

10 企画提案書等の提出

参加希望者は、期限までに下記の必要書類を提出すること。なお、提出された書類は返却せず、提案にかかる費用は事業者の負担とする。

(1) 提出書類（正本1部、副本10部及び各書類のPDFデータ）

- ①企画提案書（様式自由）
- ②業務経歴書（様式5）
- ③業務の実施体制調書（様式6）
- ④見積書（様式自由）

- ・本業務に関連する全ての費用総額を記載すること。
- ・BPR分析ツールについては、令和8年度以降5年間のシステム運用を想定したうえで、単年のランニングコストを記載した見積書も別途作成すること。

(2) 企画提案書の内容

企画提案書作成要領（別紙4）を参照すること。

(3) 提出方法

①提出期限

令和7年6月11日（水）正午まで

※持参による提出の場合、平日の9時から17時（最終日は12時）までの時間厳守とし、この期間以外の受付は行わない。

②提出先

「16 事業所管課」と同じ

③提出方法

- ・郵送又は持参し、郵送の場合は書留郵便とすること。
- ・PDFデータはメール又はCD-R持込にて提出すること。

11 審査

提出された企画提案書等に基づき、伊達市業務改革支援業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催し、提案内容に対して評価基準に基づき、事業者の評価及び選定を行う。ただし、提案価格（消費税及び地方消費税を含む。）が予算上限額を超えている場合には、選定から除外する。

(1) 審査基準

- ①書類審査とプレゼンテーションで評価する。評価項目、評価基準及び配点はそれぞれ評価基準表（別紙5-2）による。
- ②点数については、合計720点満点とする。

(2) 書類審査

書類審査では提出書類の内容を審査する。また、応募が3者を超えた場合は、書類審査評価表（別紙5-1）の配点による評価を1次審査とし、上位3者がプレゼンテーションを実施できるものとする。選考結果については、令和7年6月16日（月）までに、参加申出書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知を行う。

(3) プレゼンテーション

①日時

令和7年6月18日（水）予定

※実施時間は参加申出書提出後に通知し、書類審査を実施する場合は結果と併せて行う。

②会場

福島県伊達市役所内会議室（予定）

③説明者

1 社 5 名以内とする。

④方法

準備 5 分、プレゼンテーション 20 分、質疑 10 分（予定）

⑤説明資料

提出した企画提案書のほか、デモンストレーション用の実機も持込可能。プロジェクターは事務局で用意するが、パソコンや接続ケーブル等のその他必要な機材は参加者で用意すること。なお、実施場所はインターネット回線を使用できる環境でないことに留意すること。

(4) 受託候補者の選定

- ①プレゼンテーションの結果、最優秀となった提案者を受託候補者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。
- ②受託候補者となることができる最低基準点を 432 点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から、最優秀及び次点を選定する。
- ③提案者が 1 者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者として選定しない。
- ④選定結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申立は受け付けない。

12 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、提案者全員に次の事項を通知する。受託候補者として特定されなかった提案者は通知した翌日から起算して 7 日以内に、書面により、市長に対して次の非特定理由について説明を求めることができる。

- (1) 受託候補者として特定した又は受託候補者として特定しなかった旨及び特定しなかった理由
- (2) 当該提案者の順位

13 審査結果の公表

受託候補者を特定した場合は、市ホームページに次の事項を公表する。

- (1) 受託候補者の商号又は名称
- (2) 提案者数
- (3) 提案者（受託候補者のみ商号又は名称を表示）の評価結果

14 受託候補者との契約締結

- (1) 市は、審査結果の通知後に、受託候補者と当該業務委託に係る詳細について必要な協議を行う。この協議において、企画提案書に記載した提案内容について、受託候補者からの変更は原則認められない。ただし、市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものについては除く。
- (2) 協議が整った場合は、業務受託候補者からあらためて見積書を徴収し、見積書を精査のうえ、随意契約による契約の締結を行う。
- (3) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位者を新たな受託候補者として手続きを進める。受託候補者が契約締結の日までに本市から指名停止を受けた場合も同様とする。
- (4) 受託候補者が「5 参加資格の喪失」に該当することが判明した場合は、受託候補者としての資格を取り消す。この場合は、上記（3）と同様に処理を行う。
- (5) その他、本書に定めのない事項は、関係法令及び契約規則などの関係規程の定めに従い処理する。

15 その他注意事項

- (1) 提案に係る経費については、提案事業者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。
- (2) 企画提案書を提出した後は、実施概要書、仕様書等の資料についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) やむを得ない理由等により、公募によるプロポーザルが実施することができないと認めるときには、中止または取り消すことができるものとする。この場合における、公募によるプロポーザルに要した費用を主催者に請求することはできない。

16 事業所管課

福島県伊達市未来政策部総合政策課経営戦略係

電話：024-575-1142 FAX：024-575-2570

住所：〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地

Mail：manage@city.fukushima-date.lg.jp